

鹿屋市個人情報保護法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び鹿屋市個人情報保護法施行条例(令和4年鹿屋市条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委託を行うに当たっての措置)

第2条 市長は、法第66条第2項第1号に規定する個人情報の取扱いを委託する場合は、次に掲げる事項を委託契約書等に明記し、これを遵守させるものとする。ただし、契約等の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 個人情報の取扱責任者に関する事項
- (2) 秘密保持及び事故防止に関する事項
- (3) 目的外使用の禁止に関する事項
- (4) 第三者への閲覧又は提供の禁止に関する事項
- (5) 複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
- (6) 外部持出しの禁止に関する事項
- (7) 返還又は廃棄等の義務に関する事項
- (8) 再委託等の禁止又は制限に関する事項
- (9) 立入調査に応じる義務に関する事項
- (10) 報告義務に関する事項
- (11) 契約解除に関する事項
- (12) 損害賠償に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護について必要な事項

(提供を行うに当たっての措置)

第3条 市長は、法第69条第2項第3号又は第4号の規定により保有個人情報を含む情報の集合物を外部に提供するときは、法第70条の必要な措置として当該提供を受ける者と次に掲げる事項について覚書を取り交わさなければならない。

- (1) 保有個人情報の取扱責任者に関する事項
- (2) 秘密保持及び事故防止に関する事項

- (3) 目的外使用の禁止に関する事項
- (4) 第三者への閲覧又は提供の禁止に関する事項
- (5) 複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
- (6) 返還又は廃棄等の義務に関する事項
- (7) 立入調査に応じる義務に関する事項
- (8) 報告義務に関する事項
- (9) 損害賠償に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、保有個人情報の保護について必要な事項
(個人情報ファイル簿)

第4条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿の様式は、個人情報ファイル簿（別記第1号様式）とする。

（開示請求書等）

第5条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書（別記第2号様式）とする。

2 令第22条第3項の委任状の様式は、委任状（別記第3号様式）とする。
（開示決定等の通知）

第6条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（別記第4号様式）とする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（別記第5号様式）
とする。
（開示決定等の期限の延長の通知）

第7条 条例第3条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別記第6号様式）とする。

（開示決定等の期限の特例の通知）

第8条 条例第4条の書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記第7号様式）とする。
（事案移送の通知）

第9条 法第85条第1項の事案の移送をするときは、保有個人情報開示請求事案移送書（別記第8号様式）に保有個人情報開示請求書（別記第2号様式）その他必要な書類を添えて他の行政機関の長等に移送するものとする。

2 法第85条第1項の書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記第9号様式）とする。

（第三者保護に関する手続）

第10条 法第86条第1項又は第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合は、保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書（別記第10号様式）により当該第三者に通知するものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（別記第11号様式）とする。

3 法第86条第3項の書面は、保有個人情報開示決定第三者通知書（別記第12号様式）とする。

（開示の実施の方法等）

第11条 次の各号に掲げる電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示についての法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、当該各号に定める方法とする。

（1）音声記録 次に掲げる方法

- ア 当該音声記録を専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該音声記録を複写したものの交付

（2）映像記録 次に掲げる方法

- ア 当該映像記録を専用機器により再生したものの視聴
- イ 当該映像記録を複写したものの交付

（3）前2号に掲げるもの及び次号又は次項に該当するものを除く電磁的記録 次に掲げる方法であって、市長がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次号において同じ。）により行うことができるもの（不開示情報を含む場合にあっては、イ及びエに掲げる方法を除く。）

- ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を複写したものの交付

(4) 前号エに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有する電磁的記録 前号ア又はウに掲げる方法であって、市長がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

2 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムを複写したものの交付

3 スライド及び当該スライドの内容に関する音声記録を同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該スライド及び当該音声記録を専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該音声記録を複写したものの交付

4 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第13号様式）により行うものとする。

（開示請求等の特例）

第12条 実施機関は、法第69条第2項第1号の規定により、利用目的以外の目的のために本人に提供することができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の内容並びに開示の申出（以下この条において「開示申出」という。）をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 前項の開示申出をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示申出に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、開示申出があったときは、直ちに、当該開示申出に係る保有個人情報を開示しなければならない。この場合における開示の方法は、実施機関が定めるところによるものとする。

（費用負担の額）

第13条 条例第5条第2項の規定により負担しなければならない費用の額は、別表の左欄に掲げる保有個人情報が記録された公文書の種類ごとに、同表中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の開示の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額）とする。

2 条例第5条第2項の規定により負担しなければならない費用の額のうち、前項に規定する開示の実施の方法以外の方法により開示を受けたときに負担すべき費

用の額は、当該保有個人情報の写し等の交付又は開示の実施に要する費用の額とする。

3 開示請求をする者が写し等の送付による保有個人情報の開示を希望する場合においては、郵送料を納付しなければならない。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付するものとする。

4 前3項に規定する費用は、前納しなければならない。

(訂正請求書等)

第14条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（別記第14号様式）とする。

2 訂正請求をする場合における令第29条第1項で準用する令第22条第3項の委任状の様式は、委任状（別記第15号様式）とする。

(訂正決定等の通知)

第15条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書（別記第16号様式）とする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（別記第17号様式）とする。

(訂正決定等の期限の延長の通知)

第16条 法第94条第2項の書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記第18号様式）とする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第17条 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記第19号様式）とする。

(事案移送の通知)

第18条 法第96条第1項の事案の移送をするときは、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記第20号様式）に保有個人情報訂正請求書（別記第14号様式）その他必要な書類を添えて他の行政機関の長等に移送するものとする。

2 法第96条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第21号様式）とする。

(訂正内容の通知)

第19条 法第97条の書面は、保有個人情報訂正内容通知書（別記第22号様式）とす

る。

(利用停止請求書等)

第20条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（別記第23号様式）とする。

2 利用停止請求をする場合における令第29条第1項で準用する令第22条第3項の委任状の様式は、委任状（別記第24号様式）とする。

(利用停止決定等の通知)

第21条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（別記第25号様式）とする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（別記第26号様式）とする。

(利用停止決定等の期限の延長の通知)

第22条 法第102条第2項の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第27号様式）とする。

(利用停止決定等の期限の特例の通知)

第23条 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第28号様式）とする。

(諮問書等)

第24条 法第105条第3項で準用する同条第1項の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があったときの諮問は、諮問書（別記第29号様式）によるものとする。

2 法第105条第3項で準用する同条第1項の開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときの諮問は、諮問書（別記第30号様式）によるものとする。

3 法第105条第3項で準用する同条第2項の通知は、鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（別記第31号様式）により行うものとする。

(運用状況の公表)

第25条 条例第7条に規定する運用状況の公表は、毎年6月末日までに、前年度の開示等の運用状況その他必要な事項を、市の広報紙に掲載することにより行うものとする。

(雑則)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市長の所管に係る個人情報の保護に関する規則（平成18年鹿屋市規則第25号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の日の前日までに、旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第13条関係）

保有個人情報が記録された公文書の種類	開示の実施の方法	金額	
文書又は図画	用紙による写し（日本産業規格A列3番以下の中のものに限る。）の交付	単色刷り	1面につき10円
	多色刷り	1面につき50円	
	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付		CD-R 1枚につき100円に当該文書又は図画1面ごとに10円を加えた額
電磁的記録	用紙に出力したもの（日本産業規格A列3番以下のものに限る。）の交付	単色刷り	1面につき10円
		多色刷り	1面につき50円
	CD-Rに複写したものの交付	CD-R 1枚につき100円	

別記

第1号様式（第4条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称			
行政機関等の名称			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			
個人情報ファイルの利用目的			
記録項目			
記録範囲			
記録情報の収集方法			
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨			
記録情報の経常的提供先			
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)		
	(所在地)		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨			
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地			
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間			
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨			
備考			

第2号様式（第5条関係）

保有個人情報開示請求書

年　月　日

鹿屋市長　　様

氏　　名

住所又は居所

電　話　番　号

〔 法人である代理人にあっては、その
名称、主たる事務所の所在地及び代
表者の氏名 〕

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、
下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

(1) 又は(2)に○印を付してください。(1)を選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

(1) 市役所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付

<実施の希望日> 年　月　日

(2) 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

(1) 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

(2) 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

注　請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア　本人の状況 未成年者（ 年　月　日生）
 成年被後見人 任意代理人委任者

イ　本人の氏名

ウ　本人の住所又は居所

(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

委任状 その他（ ）

第3号様式（第5条関係）

委任状

(代理人) 住所
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報（又は特定個人情報）の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報（又は特定個人情報）の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報（又は特定個人情報）の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年月日

鹿屋市長 様

(委任者) 住所
氏名
連絡先電話番号

印

注 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し1部限り発行される書類のコピーを添付すること。

第4号様式（第6条関係）

第
年
月
日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

2 不開示とした部分とその理由

注　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、鹿屋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等（裏面の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 市役所における開示を実施することができる日時及び場所

期間：　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

5 本件連絡先

部　　課	電話番号
------	------

(裏)

(説明事項)

1 開示の実施の方法等

この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、表面の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。

市役所における開示の実施を選択される場合は、表面の4(2)「市役所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時（以下「開示実施可能日時」という。）から、希望の日時を選択してください。開示実施可能日時に都合が良いものができない場合又は開示請求書に記載した実施の希望日が開示実施可能日時に当たる場合は、表面の5「本件連絡先」に記載した担当課まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の2日前には当方に届くように提出してください。

写しの送付を希望される場合は、同封の「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。詳しくは、表面の2「不開示とした部分とその理由」の「注」をお読みください。

3 開示の実施について

- (1) 市役所における開示の実施を選択し、その旨を同封の「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出た場合は、開示を受ける当日、市役所に来る際に、この通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望する場合は、同封の「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、表面の4(3)でお知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、鹿屋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

本件連絡先

部 課 電話番号

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、鹿屋市個人情報保護法施行条例（令和4年鹿屋市条例第22号）第3条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	
延長の理由	

本件連絡先

部 課 電話番号

第7号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、鹿屋市個人情報保護法施行条例（令和4年鹿屋市条例第22号）第4条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第4条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日

本件連絡先

部 課 電話番号

第8号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報開示請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	<p>氏名： 住所又は居所： 連絡先：</p> <p>法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 本人の住所又は居所</p>
添付資料等	<ul style="list-style-type: none">・ 開示請求書・ 移送前に行った行為の概要記録・・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第9号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第10号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報の開示請求に関する第三者意見照会書

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条（第1項又は第2項）の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してくださるようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
法第86条第2項に該当する場合の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
意見書の提出先	(課名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第11号様式（第10条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

氏名又は名称

住所又は居所

(法人その他の団体については、その団体
の代表者名及び主たる事務所の所在地)

年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記
のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

第12号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報開示決定第三者通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出があった保有個人情報については、下記のとおり開示決定したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、鹿屋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第13号様式（第11条関係）

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年　月　日

鹿屋市長　　様

氏　　名
住所又は居所
電話番号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、
下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日　付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	(① 全部 ② 一部 ())
	(2) 複写したものの交付	(① 全部 ② 一部 ())
	(3) その他 ())	(① 全部 ② 一部 ())

3 開示の実施を希望する日

年　月　日　午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無 有：同封する郵便切手等の額　円 無

本件連絡先

部　　課　　電話番号

第14号様式（第14条関係）

保有個人情報訂正請求書

年　月　日

鹿屋市長　　様

氏　　名

住所又は居所

電　話　番　号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 第　　号 日付： 年　月　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） 注　請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。		
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(1) 本人の状況		
	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年　月　日生）	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	<input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	(2) 本人の氏名		
	(3) 本人の住所又は居所		
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

第15号様式（第14条関係）

委任状

(代理人) 住所
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報（又は特定個人情報）の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報（又は特定個人情報）を訂正する旨の決定通知を受け
る権限及び訂正請求に係る個人情報（又は特定個人情報）を訂正しない旨の決定
通知を受ける権限

年　　月　　日

鹿屋市長 様

(委任者) 住所
氏名 印
連絡先電話番号

注 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（訂正請求をする日前30日
以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人
に対し1部限り発行される書類のコピーを添付すること。

第16号様式（第15条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報訂正決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、鹿屋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第17号様式（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、鹿屋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第18号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等			
延長後の期間	日（訂正決定等期限	年	月 日）
延長の理由			

本件連絡先

部 課 電話番号

第19号様式（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

本件連絡先

部 課 電話番号

第20号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報訂正請求事案移送書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	<p>氏名： 住所又は居所： 連絡先：</p> <p>法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/>未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/>成年被後見人 <input type="checkbox"/>任意代理人委任者</p> <p>本人の氏名 本人の住所又は居所</p>
添付資料等	<ul style="list-style-type: none">訂正請求書移送前に行った行為の概要記録・・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第21号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

本件連絡先

部 課 電話番号

第22号様式（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報訂正内容通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

本件連絡先

部 課 電話番号

第23号様式（第20条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年　月　日

鹿屋市長

様

氏　　名
住所又は居所
電　話　番　号

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年　月　日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 第　号 日付： 年　月　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） 注　請求書を送付して請求をする場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。		
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(1) 本人の状況		
	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年　月　日生）	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	<input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	(2) 本人の氏名		
	(3) 本人の住所又は居所		
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

第24号様式（第20条関係）

委任状

(代理人) 住所
氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報（又は特定個人情報）の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報（又は特定個人情報）を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報（又は特定個人情報）を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年　　月　　日

鹿屋市長 様

(委任者) 住所
氏名
連絡先電話番号

印

注 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を添付すること。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（個人番号通知カードは不可）等本人に対し1部限り発行される書類のコピーを添付すること。

第25号様式（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、鹿屋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

本件連絡先

部 課 電話番号

第26号様式（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿屋市長に対して審査請求することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、鹿屋市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第27号様式（[第22条](#)関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、
下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等			
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限	年	月 日
延長の理由			

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第28号様式（[第23条](#)関係）

第 号
年 月
日

様

鹿屋市長 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記の
とおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------

第29号様式（[第24条](#)関係）

第 号
年 月 日

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会 御中

鹿屋市長 印

諮問書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定による開示決定等（第93条の規定による訂正決定等、第101条の規定による利用停止決定等）について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項で準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等				
2 審査請求に係る決定の内容等	区分	<input type="checkbox"/> 開示決定等	<input type="checkbox"/> 訂正決定等	<input type="checkbox"/> 利用停止決定等
	種類	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 <input type="checkbox"/> 不開示	<input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 不訂正	<input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> 不利用停止
	内容	(1) 決定の日付、文書番号 (2) 決定をした者 (3) 決定の概要		
3 審査請求の内容		(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨		
4 諮問の理由				
5 参加人等				
6 添付書類等				
7 所管課		部 電話番号	課 内線	

第30号様式（[第24条](#)関係）

第 号
年 月 日

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会 御中

鹿屋市長 印

諮問書

個人情報の保護に関する法律第76条の規定による開示請求（第90条の規定による訂正請求、第98条の規定による利用停止請求）に係る不作為について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第105条第3項で準用する同条第1項の規定により諮問します。

(別紙)

1 開示請求（訂正請求、利用停止請求）に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求（訂正請求、利用停止請求）	(1) 開示請求（訂正請求、利用停止請求）の日付、文書番号等 (2) 開示請求（訂正請求、利用停止請求）の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	
8 所管課	部 電話番号 課 内線

第31号様式（第24条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会諮詢通知書

年 月 日付けの に対する審査請求について、下記のとおり鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮詢したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項で準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等（訂正決定等、利用停止決定等）	
審査請求の内容	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮詢をした日	年 月 日

本件連絡先

部	課	電話番号
---	---	------